

津山市立倭文保育所運営委託
に係るプロポーザル実施要領

津山市こども保健部

令和2年8月

1. 事業実施の趣旨

本市における保育サービスの更なる充実に向けて、民間活力の活用による効率的・効果的な保育所運営を図ることを目的として、津山市立倭文保育所（以下、「倭文保育所」という。）を運営委託するもの。

2. 業務内容

倭文保育所における保育業務（倭文保育所の保育概要は別紙 1 参照）

3. 業務履行期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで（予定）

4. 応募資格条件

（1）応募資格条件（次のいずれかに該当する法人）

①津山市内の保育所、幼稚園、認定こども園の運営実績のある社会福祉法人
又は学校法人

（2）応募者の制限

本プロポーザルの参加者は、次に掲げる要件を満たすこと。

①地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定する者に該当しないこと。

②津山市暴力団排除条例（平成 2 3 年津山市条例第 2 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員及び同上第 3 号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

③国税及び岡山県税並びに津山市税を滞納している者でないこと。

5. 委託に当たっての諸条件

倭文保育所を運営委託するに当たっての条件は別添 1 の仕様書のとおりとする。

6. 委託対象保育所の見学

（1）見学日

令和 2 年 8 月 2 0 日（木）午後 2 時～

津山市立倭文保育所 駐車場集合

（2）留意事項

①見学は、応募資格を有する事業者のみ参加できる。また、審査上、見学への参加の有無は考慮しない。

②参加を希望する事業者は、令和2年8月18日（火）午後5時15分までに子育て推進課こども政策係（電話0868-32-2179）に連絡すること。

②見学会参加者数は、1事業者3名までとする。

7. 募集要領等に関する質問の受付・回答

本募集要領等の内容に関する質問については、次のとおり受け付けし、回答する。

(1) 質問の提出方法

質問事項等を記載した質問書（様式1）を子育て推進課こども政策係宛に、FAXにて提出すること。その際、担当者氏名等を記載すること。

(2) 受付期間

令和2年8月21日（金）～令和2年8月25日（火）午後5時15分まで

(3) 回答

令和2年8月27日（木）

(4) 質問書提出先

FAX 0868-32-2161

(5) 質問及び回答の公開

本募集要領等に関する質問及び回答は津山市こども保健部子育て推進課ホームページにて公開する。

8. 応募申請手続

応募者は、次により必要書類を提出すること。

(1) 参加表明書（様式2-1）

令和2年8月7日（金）～28日（金）午後5時15分まで

添付書類

- ・暴力団排除条例に係る誓約書（様式2-3）
- ・直近年度の国税、岡山県税、津山市税等の課税に係る納税証明書の写し（非課税により納税証明書等が発行されない場合は、その旨を記載した上滞納がないことを任意の様式にて報告）

※参加資格審査通知送付（様式2-2）については、令和2年8月31日（月）までに通知する。

(2) 応募申請書（様式3）その他必要書類の提出期間

令和2年9月1日（火）～令和2年9月23日（水）

（受付時間：午前8時30分～午後5時15分まで 土・日曜日・祝日を除く）

(3) 応募申請書その他必要書類

別紙2のとおり

(4) 企画提案書についての詳細内容

①書式

原則としてA4版たて白色系の用紙（再生紙可）を用いてパソコンにより作成し、黒色文字、横書き、左綴じとしてページ番号を付けること。ただし、記載内容に応じて任意の様式も可能とする。

【記入例】

《表紙》	《次ページ以降》
<p style="text-align: center;">津山市立倭文保育所運営委託業務に関する企画提案書</p> <hr style="width: 20%; margin: 20px auto;"/> <p style="text-align: center;">応募事業者名等</p>	<p>1.経営理念 (1)保育園運営に対する理念については***** ***** ***** *****</p> <p>2.財政基盤 (1)財政基盤については***** ***** ***** *****</p> <p>3.事業方針 (1)福祉サービスの基本方針と組織については**** ***** *****</p> <p>(2)組織の運営管理については***** *****</p> <p>(3)〇〇〇については*****</p> <p style="text-align: right;">* * *</p> <p style="text-align: right;">(1)</p>

②内容

審査は、津山市立倭文保育所運営委託事業者選定基準（別添2）に基づき行うこととなるので、選定基準の各項目、各視点に対する応募事業者の現況、計画、方針、考え方などを簡潔明瞭に記載すること。

③無効（失格）となる企画提案書

- ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ウ 誤字、脱字等で意思表示が不明瞭なもの
- エ 判読不可のもの
- オ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- カ 虚偽の内容が記載されているもの

④提出後の取り扱い

原則として、提案書受付後の追加及び修正は認めない。

(5) 提出部数

各8部（正本1部・副本7部）

(6) 提出先

〒708-8501 津山市山北520番地

津山すこやかこどもセンター内

津山市こども保健部子育て推進課こども政策係

(7) 提出方法

持参又は郵送（期日必着）

(8) 辞退

参加表明後に選考を辞退する場合は、令和2年9月30日（水）までに参加辞退届（様式4）を子育て推進課こども政策係宛に持参又は郵送すること。

9. 選考方法

公募型プロポーザル方式により選考する。

(1) 委託先事業者は、津山市立倭文保育所運営委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）の審査内容に基づき、市長が決定する。

(2) 審査方式は、書類審査と代表者のプレゼンテーション及びヒアリング審査（選定基準に関する提案内容）とし、選定委員会委員が各自評価・採点する。

(3) 選定委員会委員の評価点の合計が最低基準（満点（「100点×評価者数」）の6割）以上となった応募事業者のうち、評価得点が最も高いものを選定する。ただし、最高得点が同点だった場合は、選定委員長の決するところによる。なお、応募が1事業者であった場合においても、評価得点が最低基準以上となる場合は候補事業者となる。

(4) 選考結果は、応募事業者すべてに書面で通知する。（10月下旬を予定）
この場合において、候補事業者として決定されなかった事業者がその理由について説明を求めることができる期間は、通知を受けてから7日以内とする。

(5) 選考の結果、適切な候補事業者がいない場合又は応募がない場合は、候補事業者なしとした上で再募集することがある。

10. プレゼンテーション及びヒアリング審査

企画提案に対するプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

(1) 実施日時及び場所

別途通知する。(10月13日(火) 予定)

(2) 実施時間

40分程度 $\left[\begin{array}{l} \text{プレゼンテーション30分以内(厳守)} \\ \text{質疑応答10分程度} \end{array} \right]$

(3) 出席者

3名までとする。ただし、当該法人の役員、職員及び所長候補者に限る。

(4) 準備物

機器を使用する場合は、応募事業者において準備すること。ただし、スクリーンは会場備え付けのものを使用することができるので、希望する場合は事前に申し出ること。

(5) プレゼンテーション及びヒアリングの順番

応募申請受付順とする。なお、辞退者が出た場合は、順次繰上げる等の方法により対処する。

11. 委託事業者選定までのスケジュール

(1) 参加表明書の提出期間 令和2年8月7日(金)～28日(金)

(2) 応募申請書等の提出期間

令和2年9月1日(火)～9月23日(水)

(3) プレゼンテーション及びヒアリング審査

令和2年10月13日(火) 予定

(4) 選定結果の通知・公表 令和2年10月下旬頃予定

12. 実施要領等の公表

(1) 公表方法

本件の業務委託に関する実施要領等の資料は、津山市子育て推進課ホームページにおいて公表する。

(2) 公表書類

①実施要領 本書

②仕様書 **【別添1】**

③津山市立倭文保育所運営委託事業者選定基準 **【別添2】**

1 3. 留意事項

- (1) 申請に関する必要な費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等のうち、採用をした提案の著作権は、本市に帰属する。
- (3) 提出された書類は、選考を行う作業に必要な範囲で、複製することがある。
- (4) 提出された企画提案書等は原則返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は、公正性、透明性及び客観性を期するため、提案事業者の了解を得た上で、公開することがある。
- (6) 企画提案書等の作成のために本市が提示した資料は、本市の了解なく公表又は使用することができない。
- (7) 委託事業者選定後、当該事業者名を公表する。

1 4. 連絡先

〒708-8501 津山市山北 520 番地
津山すこやか子どもセンター内
津山市子ども保健部子育て推進課子ども政策係
電 話 0 8 6 8 - 3 2 - 2 1 7 9
F A X 0 8 6 8 - 3 2 - 2 1 6 1

倭文保育所の保育内容と現況

1. 保育所名 津山市立 倭文保育所（しとりほいくしよ）

2. 保育理念

すべての子どもが健康な心と身体を育み、豊かな情操と賢さを身につけ、命と自然を尊び、自信をもって他者との信頼のなかに生きることをめざす。

3. 保育方針

心豊かで生き生きとした子どもを育てる。

4. 保育目標

- ①自分のことは自分でできるこども
- ②よく遊び友だちとなかよくできるこども
- ③自分の思いが言え、人の話が聞けるこども
- ④感動し、考え、工夫するこども

5. 重点保育目標

- ①豊かな自然とふれあい、感動する心や感性を養う。
- ②戸外で全身を動かして友だちと一緒にしっかりあそぶ。
- ③栽培・クッキングなどの活動を通して食に関心を持ち食べることを楽しむ。

6. 給食 特別食への対応（アレルギー・離乳食等）

7. 入所児童数 67名（令和2年7月1日現在） 定員60名

0歳児－ 4名 1歳児－ 9名 2歳児－ 15名

3歳児－ 10名 4歳児－ 14名 5歳児－ 15名

8. 入所可能年齢 おおむね生後2か月から

9. 開所時間 午前7時から午後6時（延長保育1時間を含め午後7時まで開所）

10. 閉所日 日曜、祝日、年末年始（12月31日～1月3日）

11. 主な年間行事、付加サービス等

(1) 主な年間行事

月	主な年間行事	月	主な年間行事
4	入所式、歓迎会、参観日・クラス懇談(保護者会総会) ぎょう虫・尿検査	10	さつま芋掘り、健康診断、施設訪問交流(ときわ園) たにぞう手遊び・歌あそび、卒園遠足、園外保育・お弁当の日
5	園外保育・お弁当の日、芸術鑑賞、さつまいも苗植え、夏野菜植え、尿検査(3歳児以上)	11	七五三、餅つき会、絵画展、地域交流(ふるさとまつり)、芸術鑑賞
6	歯科検診、健康診断、個人懇談 じゃがいも掘り、地域交流(倭文地区老人会との交流)、食育のはなし	12	生活発表会、クリスマス会
7	プール開き、七夕会、夕べの保育、個人懇談	1	とんど、参観日・講演会、お店屋さんごっこ、地域交流(倭文地区老人会との交流)
8	プール参観日、プール納め 夏野菜の収穫、ビデオ参観日(3歳児未満)	2	豆まき、地域交流(ミニ文化祭)、一日入学、個人懇談、記念撮影
9	秋野菜の種まき、なかよし運動会 秀実小学校運動会に参加 地域交流(倭文地区老人会との交流)、奉仕作業	3	ひな祭り会、お別れ会 新入児説明会、じゃがいも植え、お別れ遠足、修了式、奉仕作業

※毎月、誕生会、発育測定、避難訓練、なかよし会(在宅乳幼児参加)を実施。

※対象クラスには、英会話・読み聞かせ・クッキングほかを実施。

(2) 付加サービス等

- ①法人所有のバスによる園外保育
- ②本人負担なしの英会話教室
- ③天然芝の運動場
- ④法人運営の3園(倭文保育所、久米こども園及びKOKKO保育園)交流保育
- ⑤生後2か月からの受入
- ⑥運動あそびの指導

12. 実施している特別保育事業

- ①延長保育事業(一般型(保育短時間認定及び保育標準時間認定))

保育短時間	(朝) 7:00 ~ 8:30	(夕) 16:30 ~ 18:00
保育標準時間	18:00 ~ 19:00	
- ②障害児保育

③病児保育事業（体調不良児対応型）

13. 保育料以外の経費

保護者会費、用品購入費、損害保険掛金、芸術鑑賞入場料
給食費（3歳児以上）【主食費、副食費：所得等によって減免されない幼児】
延長利用料

14. 施設

- ①敷地面積 4,355.29 m²
- ②延べ床面積 881.30 m²
- ③建物構造 木造瓦葺平屋建て
- ④主な設備 保育室5、職員室、遊戯室、調理室、相談室、医務室、
トイレ（園児用2、一般用1、障害者用1）
屋外倉庫、プール、砂場、ウサギ小屋、屋外遊具など

15. 職員数

19名（所長1、主任保育士1、保育士12、栄養士1、調理員2、看護師1
事務員1）

提出書類一覧表

NO	件	名
	<input type="checkbox"/> 応募申請書	【様式3】
I 法人に関する書類		
1	<input type="checkbox"/> 法人登記簿謄本	申込日前3箇月以内に発行されたもの (写し)
2	<input type="checkbox"/> 定款	
3	<input type="checkbox"/> 法人の概要	パンフレット可
4	<input type="checkbox"/> 法人代表者の履歴書	
5	<input type="checkbox"/> 役員・評議員の構成	
6	<input type="checkbox"/> 事業報告書(決算書含む)	平成29・30・令和元年度
7	<input type="checkbox"/> 県指導監査指示事項と改善状況	平成29・30・令和元年度
8	<input type="checkbox"/> 事業計画書(予算書含む)	令和2年度
9	<input type="checkbox"/> 預金残高証明書	令和2年9月1日現在
II 現在運営している認可保育所等の状況に関する書類		
1	<input type="checkbox"/> 管理規程	
2	<input type="checkbox"/> 経理規程	
3	<input type="checkbox"/> 就業規程	給与規程含む
4	<input type="checkbox"/> 保育計画	
5	<input type="checkbox"/> 年間指導計画	
6	<input type="checkbox"/> 運営規程	
7	<input type="checkbox"/> 重要事項説明書	
8	<input type="checkbox"/> 年間職員会議計画	
9	<input type="checkbox"/> 年間保健指導計画	
10	<input type="checkbox"/> 年間保護者会計画	連携状況等
11	<input type="checkbox"/> 年間行事計画	
12	<input type="checkbox"/> 職員研修状況	
13	<input type="checkbox"/> 給食に関すること	特別食への取組状況
14	<input type="checkbox"/> 地域との関わりに関する考え方	
15	<input type="checkbox"/> 苦情解決の取組状況	
III 企画提案に関する書類		
1	<input type="checkbox"/> 選定基準にある各項目・視点について	

※「I 法人に関する書類」・「II 現在運営している認可保育所等の状況に関する書類」・「III 企画提案に関する書類」は、各8部(正本1部、副本7部)ずつ提出して下さい。